

## 63. 01

## 拒絶をすべき特許出願

特許出願が、下記のいずれかに該当するときは、拒絶すべきものとする（[特 49 条](#)）。

（[表 1](#)「拒絶理由一覧」参照）

## 【特 49 条 1 号関係】

## 1. 新規事項

特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が、[特許法第 17 条の 2 第 3 項](#)に規定する要件を満たしていない場合

（平成 7 年 7 月 1 日以降の出願について適用される。平成 6 年 1 月 1 日から平成 7 年 6 月 30 日までの出願については、平成 5 年法の特許法第 17 条第 2 項（特許法第 17 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）が適用される。）

## 2. 発明の特別な技術的特徴を変更する補正

特許請求の範囲についてした補正が、[特許法第 17 条の 2 第 4 項](#)に規定する要件を満たしていない場合

（平成 19 年 4 月 1 日以降の出願について適用される。）

## 【特 49 条 2 号関係】

## 3. 外国人の権利享有

特許出願人が日本国内に住所又は居所（法人にあっては、営業所）を有しない外国人であって、[特許法第 25 条](#)の規定により特許に関する権利を享有することができない場合

## 4. 発明

特許出願に係る発明が、[特許法第 29 条第 1 項柱書](#)に規定する、発明でない場合

## 5. 産業上利用可能性

特許出願に係る発明が、[特許法第 29 条第 1 項柱書](#)に規定する、産業上利用することができる発明でない場合

## 6. 新規性

特許出願に係る発明が、[特許法第 29 条第 1 項各号](#)の新規性を有しない発明である場合

（平成 12 年 1 月 1 日以降の出願については、外国公知（1号）、外国公用（2号）、電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明（3号）も拒絶の理由となった。）

## 7. 進歩性

特許出願に係る発明が、[特許法第 29 条第 2 項](#)の進歩性を有しない発明である場合。

## 8. 拡大先願

特許出願に係る発明が、[特許法第 29 条の 2](#)の規定により、特許を受けることができない発明である場合

(平成 7 年 7 月 1 日以降の出願については、外国語書面出願にあつては、外国語書面に記載された事項の範囲が、PCT 外国語出願(明細書及び請求の範囲の翻訳文が提出されたものに限られる。)にあつては、国際出願日における国際出願の明細書等に記載した事項の範囲が、本条に規定する先願の地位を有することとなった。)

## 9. 特許を受けることができない発明

特許出願に係る発明が、[特許法第 32 条](#)に該当するものである場合

## 10. 共同出願

特許を受ける権利が共有に係るとき、他の共有者と共同で特許出願をしない場合 ([特 38 条](#))

## 11. 先願

### (1) 異なった日にされた特許出願どうし

同一の発明について異なった日に二以上の特許出願(出願人が同一の場合を含む。)があったとき、最先の特許出願人でない場合 ([特 39 条 1 項](#))

### (2) 同日にされた特許出願どうし

同日にされた特許出願に係る発明(出願人が同一の場合を含む。)が互いに同一であり、かつ、出願人間で協議が成立せず又は協議をすることができない場合 ([特 39 条 2 項](#))

### (3) 異なった日にされた特許出願と実用新案登録出願

特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案(出願人が同一の場合を含む。)とが同一である場合において、その特許出願及び実用新案登録出願が異なった日にされたものであり、かつ、特許出願が実用新案登録出願より後にされた場合 ([特 39 条 3 項](#))

### (4) 同日にされた特許出願と実用新案登録出願

同日にされた特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案(出願人が同一の場合を含む。)とが同一である場合において、出願人間で協議が成立せず又は協議をすることができない場合 ([特 39 条 4 項](#))

(平成 11 年 1 月 1 日以降の出願を審査する場合については、取り下げられ、又は却下された出願に加えて、放棄された出願、又は拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定した出願についても、先後願の判断においては初めからなかったものとみなし、先願として取り扱わないこととなった。)

ただし、同一発明同日出願で協議不成立となることにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した出願に限り、例外として、先後願の判断において先願として取り扱う（先願の地位を残す）。([特 39 条 5 項](#))

また、平成 24 年 4 月 1 日以降の出願については、冒認出願も先願の地位を有することとなった。）

【特 49 条 3 号関係】

12. 条約

特許出願に係る発明が条約の規定により特許をすることができないものである場合

【特 49 条 4 号関係】

13. 記載要件

特許出願が、[特許法第 36 条第 4 項第 1 号](#)又は[第 6 項](#)に規定する特許請求の範囲、明細書等の記載要件を満たしていない場合（条文、適用時期については[表 2](#)参照）

14. 単一性

特許出願が、[特許法第 37 条](#)に規定する要件を満たしていない場合

（平成 16 年 1 月 1 日以降の出願については、PCT と同様の発明の単一性に関する規定に改正された。）

【特 49 条 5 号関係】

15. 先行技術文献情報開示義務

[特許法第 48 条の 7](#)に規定する通知をした後であって、その特許出願が明細書についての補正又は意見書の提出によっても、なお[第 36 条第 4 項第 2 号](#)に規定する要件を満たすこととならない場合（平成 14 年 9 月 1 日以降の出願について適用される。条文については[表 2](#)参照）

【特 49 条 6 号関係】

16. 原文新規事項

特許出願が外国語書面出願である場合において、当該特許出願の願書に添付した明細書等に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内でない場合

特許出願が外国語特許出願等である場合において、当該特許出願の願書に添付した明細書等に記載した事項が国際出願日における国際出願の明細書等に記載した事項の範囲内でない場合（[第 184 条の 18](#)）

【特 49 条 7 号関係】

17. 冒認

特許出願人がその発明について特許を受ける権利を有していない場合

なお、上記法令の適用については、審査基準等を参考にされたい（適用時期については[表 3](#)参照）。

別添.

[表1](#) 拒絶理由一覧

[表2](#) 第36条の条文、適用時期一覧

[表3](#) 審査基準等の適用時期一覧

表1 拒絶理由一覧

法律	平成2年法	平成5年法	平成6年法	平成10年法	平成11年法	平成14年法	平成15年法	平成16年法	平成18年法	平成23年法
施行日	平成2年12月1日～	平成6年1月1日～	平成7年7月1日～	平成11年1月1日～	平成12年1月1日～	平成14年9月1日～	平成16年1月1日～	平成17年4月1日～	平成19年4月1日～	平成24年4月1日～
補正要件	特49条1号関係									
新規事項	§ 17(2) (§ 17の2(2)含) (*1)		§ 17の2(3) (*3)			§ 17の2(3) (*10)				
発明の特別な技術的特徴を変更する補正									§ 17の2(4) (*14)	
外国人の権利享有	特49条1号関係	特49条2号関係								
特許要件	§ 25									
発明	§ 29(柱)									
新規性	§ 29(1)				§ 29(1) (*9)					
進歩性	§ 29(2)				§ 29(2) (*9)					
拡大先願	§ 29の2	§ 29の2 (*2)	§ 29の2 (*4)			§ 29の2 (*10)				
特許対象	§ 32		§ 32 (*5)							
共同出願	§ 38									
先願	§ 39(1)～(4)			§ 39(1)～(4) (*8)				§ 39(1)～(4) (*13)		§ 39(1)～(4) (*15)
条約違反	特49条2号関係	特49条3号関係								
記載要件	特49条3号関係		特49条4号関係							
発明の詳細な説明	§ 36(4)		§ 36(4) (*6)			§ 36(4)1号				
特許請求の範囲	§ 36(5), (6)		§ 36(6) (*6)			§ 36(6) (*10)				
単一性	§ 37		§ 37 (*7)				§ 37 (*12)			
先行技術文献開示義務違反						特49条5号関係				
						§ 36(4)2号 (*11)				
原文新規事項			特49条5号関係			特49条6号関係				
冒認	特49条4号関係	特49条5号関係	特49条6号関係			特49条7号関係				
法改正のポイント	要約書の採用	(*1) 補正の範囲の適正化（新規事項） (*2) 実用新案制度の公告公報・公開公報の廃止に伴い、実用新案掲載公報が発行されたものが対象となった。	(*3) 外国語書面出願についての補正の内容的制限の追加 (*4) 外国語書面に先行技術効果 (*5) 特許の対象拡大（原子核変換物質）（遡及適用） (*6) 明細書の記載要件の緩和 (*7) § 36の改正に伴う形式的な改正	(*8) § 39(5)において拒絶確定出願・放棄された出願に先願の地位が無くなった。	(*9) 外国公知・公用、電気通信回線を通じて公衆に利用可能	(*10) 明細書と特許請求の範囲の分離(H15.7.1～) (*11) 先行技術文献情報開示制度の導入	(*12) 発明の単一性の要件	(*13) 実用新案登録に基づく特許出願制度の導入に伴い、§ 39(4)が改正され、実用新案登録に係る考案と同一の発明を出願できるようになった。	(*14) 発明の特別な技術的特徴を変更する補正の禁止	(*15) § 39(6)が削除され、冒認出願も先願の地位を有することとなった。

表2 第36条の条文、適用時期一覧

法律	平成2年法	平成6年法	平成14年法
施行日	平成2年12月1日～	平成7年7月1日～	平成14年9月1日～
ポ イ ン ト の 法 改 正	*要約書の採用 第36条2項の改正により番号繰り下がり	*36条の改正 明細書の記載要件の緩和：発明の詳細な説明は「明確かつ十分」に記載、特許請求の範囲には「出願人が必要と認める事項」を記載、特許請求の範囲は「明確かつ簡潔」に記載	*36条の改正 先行技術文献情報開示制度の導入(H14.9.1～ *1) 明細書と特許請求の範囲の分離(H15.7.1～ *2)
条 文 の 範 囲	4項 前項第3号の発明の詳細な説明には、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易にその実施をすることができる程度に、その発明の目的、構成及び効果を記載しなければならない。	4項 前項第3号の発明の詳細な説明は、通商産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に、記載しなければならない。	4項 前項第3号の発明の詳細な説明の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。 1号 経済産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること。 2号 その発明に関連する文献公知発明（第29条第1項第3号に掲げる発明をいう。以下この号において同じ。）のうち、特許を受けようとする者が特許出願の時に知っているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在を記載したものであること。
	5項 第3項第4号の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。 1号 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。 2号 特許を受けようとする発明の構成に欠くことのできない事項のみを記載した項（以下「請求項」という。）に区分してあること。 3号 その他通商産業省令で定めるところにより記載されていること。	5項 第3項第4号の特許請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である記載となることを妨げない。	5項 第2項の特許請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である記載となることを妨げない。
	6項 前項の規定は、その記載が一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である特許請求の範囲の記載となることを妨げない。	6項 第3項第4号の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。 1号 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。 2号 特許を受けようとする発明が明確であること。 3号 請求項ごとの記載が簡潔であること。 4号 その他通商産業省令で定めるところにより記載されていること。	6項 第2項の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。 1号 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。 2号 特許を受けようとする発明が明確であること。 3号 請求項ごとの記載が簡潔であること。 4号 その他経済産業省令で定めるところにより記載されていること。
	7項 第2項の要約書には、明細書又は図面に記載した発明の概要その他通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。		7項 第2項の要約書には、明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した発明の概要その他経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。
附 則	(略)	従来法下出願されたものは従来法適用(附則 § 6(2))	*1 従来法下出願されたものは従来法適用(附則 § 2(1)) *2 施行日以後にする特許出願(施行日前の特許出願の分割等)に係る特許出願を含む)について適用(附則 § 3)

表3 審査基準等の適用時期一覧

施行日	平成2年12月1日～	平成6年1月1日～	平成7年7月1日～	平成12年1月1日～	平成14年9月1日～	平成16年1月1日～	平成17年4月1日～	平成19年4月1日～	平成21年4月1日～	平成24年4月1日～
法改正のポイント	*要約書の採用	*補正の範囲の適正化 *新実用新案制度の導入	*外国語書面出願制度の導入 *明細書の記載要件の緩和	*29条（外国公知・公用、電気通信回線を通じて公衆に利用可能） *特許存続期間の延長登録制度の見直し	*先行技術文献情報開示制度の導入 *「物」にプログラムが含まれることの明確化 *明細書と特許請求の範囲の分離（H15.7.1～）	*発明の単一性の要件	*実用新案登録に基づく特許出願制度の導入 *実用新案登録の訂正の許容範囲の拡大	*発明の特別な技術的特徴を変更する補正の禁止 *分割の時期的制限の緩和 *分割制度の濫用防止 *外国語書面出願の翻訳文提出期間の延長	*不服審判請求期間の拡大	*冒認出願の先願の地位に係る規定の見直し
明細書等	審査基準 第I部 第1章 明細書及び特許請求の範囲の記載要件		審査基準 第I部 第2章 出願の単一性の要件			審査基準 第I部 第2章 発明の単一性の要件				
						審査基準 第I部 第3章 先行技術文献情報開示要件				
特許要件	審査基準 第II部 第1章 産業上利用することができる発明		審査基準 第II部 第2章 新規性・進歩性			審査基準 第II部 第3章 特許法第29条の2				
	審査基準 第II部 第3章 特許法第29条の2		審査基準 第II部 第4章 特許法第39条			審査基準 第II部 第5章 インターネット等の情報の先行技術としての取扱い				
明細書等の補正	旧審査基準 第III部 明細書等の補正		審査基準 第III部 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正			第II節「発明の特別な技術的特徴を変更する補正」				
優先権	審査基準 第IV部 優先権									
特殊な出願	産業別審査基準 出願の分割（改訂）		審査基準 第V部 第1章 出願の分割			第2節「第50条の2の通知」				
	審査基準 第V部 第2章 出願の変更					審査基準 第V部 第3章 実用新案登録に基づく特許出願				
特許期間の延長	審査基準 第VI部 特許権の存続期間の延長									
特定技術分野	審査基準 第VII部 第1章 コンピュータ・ソフトウェア関連発明		「記録媒体」クレームに関する部分、「2.2「発明」であること」（H9.4.1以降の出願）			「プログラム」クレームに関する部分（H13.1.10以降の出願）				
	審査基準 第VII部 第2章 生物関連発明					[付録3] 塩基配列又はアミノ酸配列を含む明細書の作成のためのガイドライン（平成14年9月1日以降の出願）				
	審査基準 第VII部 第3章 医薬発明									
外国語書面出願			審査基準 第VIII部 外国語書面出願							
審査の進め方	審査基準 第IX部 審査の進め方									
実用新案	（基本的には特許に同じ）		審査基準 第X部 実用新案							

「特許・実用新案 審査基準」は、基本的には平成7年7月1日以降の出願に適用される。ただし、その後の法改正、運用変更等に伴い、追加・改訂された部分については、適用される出願に限られる場合がある。この場合には、当該部分にその旨が表示されている。

また、従前の法令の解釈あるいは運用を明確化した部分も含まれていることから、平成6年法施行前にされた出願等の取扱いに際しても参考に供されるものである。

## 63. 02

## 先行技術文献調査結果の記録

## 1. 調査した分野

最初に先行技術調査をした後、拒絶理由を通知するときは、「先行技術文献調査結果の記録」に、調査した分野（国際特許分類等で表す）を記載する。

（[「特許・実用新案 審査基準」第IX部 2.3](#)参照）

- (1) 「調査した分野」は、原則として国際特許分類（IPC）で表記する。
- (2) 審査にあたって先行技術を調査した場合には、引用文献又は記載すべき先行技術文献を発見しなかったときも、その「調査した分野」を記載する。
- (3) 商用データベースを使用した場合であって、出願人等にとって有益な情報になると考えられるときには、当該商用データベース名を記載する（例：CA（STN））。
- (4) 国際的に普遍性のある商用データベースのみを使用して調査を行っており、IPCを用いて「調査した分野」を記載することが困難な技術分野においては、IPCは記載しなくともよい。

## 2. 先行技術文献

拒絶理由を構成するものではないが、出願人にとって補正の際に参考になる等、有用と思われる先行技術がある場合には、その文献情報を併せて記録することができる。

（[「特許・実用新案 審査基準」第IX部 2.3](#)参照）

## 3. 出願人への要請（以下に該当する場合のみ記載する）

先行技術調査によって、次の条件(1)(2)に該当する文献が発見され、当該文献を用いて[特許法第 29 条第 1 項第 3 号](#)又は[特許法第 29 条第 2 項](#)に基づく拒絶理由を通知する場合には、出願人への要請を記載する（注 1, 2）。

- (1) 本願出願時に公開されており、本願と出願人又は発明者が共通する文献（注 3, 4）であって、
- (2) 本願の一以上の請求項について、当該一の文献のみで新規性又は進歩性を否定することができる文献（PCT国際調査報告におけるX文献に相当する文献）

（注 1）複数の文献の組合せにより[第 29 条第 2 項](#)の拒絶理由通知を行う場合、[第 29 条の 2](#)、[第 39 条](#)の拒絶理由通知を行う場合には、この要請は行わない。

（注 2）当該文献が明細書中に先行技術文献として開示されている場合であっても、この要請を行う。

（注 3）一部共通する場合を含む。なお、表記上一致しない場合は、要請を行わなくてもよい。

（注 4）電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった情報も含む。



## 拒絶理由通知書

特許出願の番号 特願○○○○－○○○○○○○  
 起案日 平成○○年 ○月 ○日  
 特許庁審査官 ○○ ○○ ○○○○ ○○  
 特許出願人代理人 ○○ ○○  
 適用条文 第29条第1項

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものです。これについて意見がありましたら、この通知書の発送の日から60日以内に意見書を提出してください。

## 理由

(新規性) この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明であるから、特許法第29条第1項第3号に該当し、特許を受けることができない。

記 (引用文献等については引用文献等一覧参照)

- ・請求項 1
- ・引用文献等 1
- ・備考

.....

## &lt;引用文献等一覧&gt;

1. 特開昭○○－○○○○○○○号公報

## &lt;先行技術文献調査結果の記録&gt;

- ・調査した分野 I P C B43K 8/00 ～ 8/24  
DB名
- ・先行技術文献 特開平○○－○○○○○○○号公報  
(本願の発明の詳細な説明中、明細書、段落○○○○、第○行に記載されている「B」の点については、本文第○頁、第○欄、第○行に記載されている。)
- ・出願人への要請

引用文献1は、本願出願時に公開されており、本願と出願人又は発明者が共通する文献であって、本願の一以上の請求項について、当該引用文献のみで新規性又は進歩性を否定するものです。

このような文献に基づいて、事前に発明を適切に評価することは、出願人による適切な請求項の作成に役立つとともに、迅速かつ的確な審査にも資するものと考えられます。出願・審査請求の際には、このような文献を出願人が知っている先行技術文献として明細書中に開示するとともに、特許を受けようとする発明が、このような文献に基づき特許性を有するものであるか否かについて適切な評価を行っていただくようお願いします。

この先行技術文献調査結果の記録は、拒絶理由を構成するものではありません。

この拒絶理由通知の内容に関するお問い合わせ又は面接のご希望がありましたら次の連絡先までご連絡ください。

審査第【漢数字】部【審査室】 【審査官(補)名】  
 TEL. 03-3581-1101 内線  
 FAX. 03- -

## 63. 03

## 出願日の遡及が認められない分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願に対し拒絶の理由を通知する場合の取扱い

出願日の遡及が認められない分割出願、変更出願及び実用新案登録に基づく特許出願について、審査の結果、拒絶の理由を発見したときは、その拒絶理由通知に、出願日の遡及を認めない旨を、理由を付して記載する。

なお、その理由については、具体的に記載する。

(説明)

出願日の遡及が認められない[特許法第44条](#)に基づく分割出願、[特許法第46条](#)に基づく変更出願及び[特許法第46条の2](#)に基づく実用新案登録に基づく特許出願については、審査官は、理由を付して遡及を認めない旨を特許出願人に別に通知することとしているが、審査の結果、拒絶の理由を通知するものについては、手続を簡略にするため、便宜上本文のように取り扱うこととする。

(注)出願日の遡及は認められないものの、拒絶理由通知をすることなく、直ちに特許査定をする場合は、[64. 01「6. 出願日の遡及を認めない場合の対処」](#)参照。

ただし、もとの出願の出願日が平成6年1月1日以降の出願であって、分割出願に係る発明と分割後のもとの出願に係る発明が同一である場合の取扱いについては、[「特許・実用新案 審査基準」第V部 第1章第1節3.1](#)参照。

## 63.04

## 特許出願の拒絶の理由中に引用する刊行物等の記載事項

特許出願の拒絶の理由中に刊行物等を引用する場合、その刊行物等の記載要領は次による。

1. 我が国の特許公報、実用新案公報等<sup>1</sup>（記載例）

- (1) 特許発明明細書又は登録実用新案公報（昭和31年以前発行）の場合
    - ア. 特許第○○○○○○○号明細書
    - イ. 登録実用新案第○○○○○○○号公報
  - (2) 平成6年1月1日施行の新実用新案法に基づく登録実用新案公報の場合  
登録実用新案第3○○○○○○○号公報
  - (3) 平成8年1月1日以降に特許査定又は登録査定された出願の特許掲載公報又は実用新案掲載公報の場合
    - ア. 特許第○○○○○○○号公報
    - イ. 実用新案登録第○○○○○○○号公報
  - (4) 特許公報又は実用新案公報（出願公告）の場合
    - ア. 特公昭○○-○○○○○○○号公報
    - イ. 実公昭○○-○○○○○○○号公報
    - ウ. 特公平○○-○○○○○○○号公報
    - エ. 実公平○○-○○○○○○○号公報

ただし大正11年及び大正12年の実用新案公報のときは

    - オ. 実用新案公告第○○○○○○○号公報（大正11年）
    - カ. 実用新案公告第○○○○○○○号公報（大正12年）

大正13年以降の大正年間の実用新案公報のときは

    - キ. 大正○○年実用新案出願公告第○○○○○○○号公報
  - (5) 公開特許公報又は公開実用新案公報の場合
    - ア. 特開昭○○-○○○○○○○号公報
    - イ. 特開平○○-○○○○○○○号公報
    - ウ. 特開20○○-○○○○○○○号公報
    - エ. 実開昭○○-○○○○○○○号公報（※）
    - オ. 実開平○○-○○○○○○○号公報（※）
    - カ. 実開20○○-○○○○○○○号公報（※）
- ※ 留意事項

---

<sup>1</sup> 平成27年4月1日以降に発行された特許公報、実用新案公報等のすべての公報（登録実用新案公報については平成18年1月5日以降、意匠登録公報については平成19年1月5日以降に発行されたものも含む。）は、インターネットを利用した方法で発行されるため、拒絶理由等に当該公報を引用する場合、当該公報については「刊行物」という用語を用いない（「引用例」、「引用文献」などの用語を用いる。）。

公開実用新案公報のみの引用で足る場合であっても、その後、再度拒絶理由を通知する必要があることを予防すべく、極力マイクロフィルム、CD-ROM等明細書全文を引用する。(下記(7)参照)

(6) 公表特許公報又は公表実用新案公報の場合

- ア. 特表昭〇〇-〇〇〇〇〇〇号公報
- イ. 特表平〇〇-〇〇〇〇〇〇号公報
- ウ. 特表20〇〇-〇〇〇〇〇〇号公報
- エ. 実表昭〇〇-〇〇〇〇〇〇号公報
- オ. 実表平〇〇-〇〇〇〇〇〇号公報
- カ. 実表20〇〇-〇〇〇〇〇〇号公報

(7) 平成5年12月31日以前の旧実用新案法に基づく公開実用新案公報の全文明細書等の場合

<平成5年1月7日以前に発行されたもの>

実願平02-〇〇〇〇〇〇号(実開平03-〇〇〇〇〇〇号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム(平成3年〇月〇日特許庁発行)又は、

実願平02-〇〇〇〇〇〇号(実開平03-〇〇〇〇〇〇号)のマイクロフィルム

<平成5年1月8日以降に発行されたもの>

実願平05-〇〇〇〇〇〇号(実開平06-〇〇〇〇〇〇号)の願書に最初に添付した明細書及び図面の内容を記録したCD-ROM(平成6年〇月〇日特許庁発行)又は、

実願平05-〇〇〇〇〇〇号(実開平06-〇〇〇〇〇〇号)のCD-ROM

<平成16年1月8日以降に発行されたもの>

実開2004-〇〇〇〇〇〇号公報

(8) 意匠公報の場合

意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号公報

## 2. 外国及び国際機関の特許明細書、特許明細書抜粋等(記載例)

(1) 世界知的所有権機関国際事務局

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
国際公開第〇〇/〇〇〇〇〇〇号	(WO, A 1)
国際公開第20〇〇/〇〇〇〇〇〇号 <sup>2</sup>	(WO, A 2)
国際公開第〇〇/〇〇〇〇〇〇号サーチレポート	(WO, A 3)
国際公開第20〇〇/〇〇〇〇〇〇号サーチレポート	(WO, A 3)
国際公開第〇〇/〇〇〇〇〇〇号(A 4)	(WO, A 4)
国際公開第20〇〇/〇〇〇〇〇〇号(A 4)	(WO, A 4)
国際公開第〇〇/〇〇〇〇〇〇号(A 8)	(WO, A 8)
国際公開第20〇〇/〇〇〇〇〇〇号(A 8)	(WO, A 8)
国際公開第〇〇/〇〇〇〇〇〇号(A 9)	(WO, A 9)
国際公開第20〇〇/〇〇〇〇〇〇号(A 9)	(WO, A 9)

<sup>2</sup> 平成18年4月1日以降に発行された国際公開は、インターネットを利用した方法で発行されるため、拒絶理由等に当該公報を引用する場合、当該公報については「刊行物」という用語を用いない(「引用例」、「引用文献」などの用語を用いる。)

## (2) 米国

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
米国特許出願公開第2000/000000号明細書	(US, A1)
米国特許第00000000号明細書	(US, A) (US, B1) (US, B2)
米国再発行特許発明第00000000号明細書	(US, E)
米国防衛出願第00000000号明細書	(US, I4)
米国植物特許発明第00000000号明細書	(US, P)
米国意匠特許発明第00000000号明細書	(US, S)

## (3) 欧州特許庁

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
欧州特許出願公開第00000000号明細書	(EP, A1) (EP, A2)
欧州特許出願公開第00000000号サーチレポート	(EP, A3)
欧州特許第00000000号明細書	(EP, B1)

(4) 独国<sup>3</sup>

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
西独国特許出願公開第00000000号明細書	(DE, A)
独国特許出願公開第000000000000号明細書	(DE, A1)
西独国特許出願公告第00000000号明細書	(DE, B)
西独国特許第00000000号明細書	(DE, B)
西独国実用新案第00000000号明細書	(DE, B)
独国特許出願公告第00000000号明細書	(DE, B1) (DE, B2)
独国特許発明第00000000号明細書 <sup>4</sup>	(DE, C1) (DE, C2) (DE, C3) (DE, B3)
西独国実用新案公開第00000000号明細書	(DE, U)
独国実用新案第000000000000号明細書	(DE, U1)
旧東ドイツ国経済特許第000000号明細書	(DD, A1)

## (5) 英国

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
英国特許出願公開第00000000号明細書 *番号は200001以上	(GB, A)
英国特許出願公告第00000000号明細書 *番号は1605224以下	(GB, A)
英国特許第00000000号明細書	(GB, B)
英国特許改訂第00000000号明細書	(GB, C)

<sup>3</sup> 「出願公開明細書」は独語で「Offenlegungsschrift」、「出願公告明細書」は独語で「Auslegeschrift」、「特許明細書」は独語で「Patentschrift」、「実用新案明細書」は独語で「Gebrauchsmuster」と表記される。

<sup>4</sup> 「独国特許発明第00000000号明細書」を記載する際には、B3については、番号部を必ず12桁（12桁未満の場合は0埋めして12桁とする）で記載し、C1～C3については、番号部を必ず8桁以内（公報の記載通り）で記載する。

## (6) 仏国

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
仏国特許出願公開第○○○○○○○○○号明細書	(FR, A1)
仏国追加特許公開第○○○○○○○○○号明細書	(FR, A2)
仏国実用新案証公開第○○○○○○○○○号明細書	(FR, A3)
仏国追加実用新案公開第○○○○○○○○○号明細書	(FR, A4)
仏国特許発明第○○○○○○○○○号明細書	(FR, A) (FR, A5) (FR, B) (FR, B1)
仏国追加特許発明第○○○○○○○○○号明細書	(FR, B2)
仏国実用新案証特許発明第○○○○○○○○○号明細書	(FR, A7) (FR, B3)
仏国追加実用新案証特許第○○○○○○○○○号明細書	(FR, B4)
仏国医薬特別特許第○○○○号明細書	(FR, M)

## (7) 中国

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
中国特許出願公開第○○○○○○○○○号明細書	(CN, A)
中国特許第1○○○○○○○号明細書 *番号は先頭が「1」の7桁又は9桁	(CN, B) (CN, C)
中国実用新案第○○○○○○○○○号明細書 *番号は7桁以内又は先頭が「2」の9桁	(CN, Y)
中国実用新案第2○○○○○○○○○号明細書 *番号は先頭が「2」の9桁	(CN, U)
中国特許出願公告第○○○○○○○○○号明細書 *番号は7桁以内又は先頭が「8」の8桁	(CN, B)
中国実用新案公告第○○○○○○○○○号明細書 *番号は7桁以内又は先頭が「8」の8桁	(CN, U)

## (8) 韓国

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
韓国公開特許第10-○○○○○-○○○○○○○○○号公報	(KR, A)
韓国公開特許第○○○○○-○○○○○○○○○号公報	(KR, A)
韓国特許第10-○○○○○-○○○○○○○○○号公報	(KR, B1)
韓国登録特許第10-○○○○○○○○○号公報	(KR, B1)
韓国特許第○○○○○-○○○○○○○○○号公報	(KR, B1)
韓国登録特許第○○○○○○○○○号公報	(KR, B1)
韓国公開実用新案第20-○○○○○-○○○○○○○○○号公報	(KR, U)
韓国公開実用新案第○○○○○-○○○○○○○○○号公報	(KR, U)
韓国実用新案第20-○○○○○-○○○○○○○○○号公報	(KR, Y1)
韓国登録実用新案第20-○○○○○○○○○号公報	(KR, Y1)
韓国実用新案第○○○○○-○○○○○○○○○号公報	(KR, Y1)
韓国登録実用新案第○○○○○○○○○号公報	(KR, Y1)

## (9) スイス

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
スイス国特許発明第○○○○○○○○○号明細書	(CH, A) (CH, A5) (CH, B) (CH, B5)
スイス国特許出願公開第○○○○○○○○○号明細書	(CH, A3)

スイス国特許出願公告第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(CH, A4)
-------------------------	----------

## (10) 台湾

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
台湾特許出願公開第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号公報	(TW, A)
台湾特許第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号公報	(TW, B)

## (11) オーストラリア

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
豪国特許出願公開第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(AU, A) (AU, A1)
豪国特許出願公告第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(AU, B2)

## (12) カナダ

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
カナダ国特許出願公開第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(CA, A1)
カナダ国特許発明第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(CA, C)

## (13) オランダ

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
蘭国特許出願公開第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(NL, A)
蘭国特許発明第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(NL, C)

## (14) オーストリア

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
オーストリア国特許発明第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(AT, B)
オーストリア国実用新案第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(AT, U1)

## (15) デンマーク

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
デンマーク国特許発明第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(DK, B1)

## (16) スウェーデン

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
スウェーデン国特許出願公開第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(SE, A)
スウェーデン国特許発明第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(SE, C2)

## (17) フィンランド

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
フィンランド国特許発明第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(FI, B)

## (18) チェコ

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
チェコ国特許発明第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(CZ, B6)

## (19) ロシア (旧ソ連)

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
ソ連国特許発明第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(S U, A)
ロシア国特許出願公開第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(R U, A)

## (20) ベルギー

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
ベルギー国特許発明第〇〇〇〇〇〇号明細書	(B E, A)

## (21) スペイン

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
スペイン国発明特許第〇〇〇〇〇〇〇号明細書 *番号は6桁又は先頭が「8」の7桁	(E S, A 1)
スペイン国発明特許第〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(E S, A 6)
スペイン国特許出願公開第〇〇〇〇〇〇〇号明細書 *番号は7桁、サーチレポート有	(E S, A 1)

## (22) ポーランド

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
ポーランド国特許発明第〇〇〇〇〇〇号明細書	(P L, B 1)

## 3. 発明協会公開技報 (記載例)

- (1) 発明協会公開技報公技番号〇〇-〇〇〇〇〇〇号
- (2) 発明協会公開技報公技番号20〇〇-〇〇〇〇〇〇号

## 4. 逐次刊行物、不定期刊行物及びカタログ

- (1) 著者名、論文名 (記事のタイトル)、刊行物名、発行国、発行所、発行年月日、巻数、号数、ページの順に記載する。
- (2) 著者名及び論文名は、必要がない場合には記載を省略することができる。
- (3) 論文名 (論文名を記載しない場合には刊行物名) は、「 」又は“ ”を付して記載する。
- (4) 刊行物名は、原則として略号を使用しないで記載する。
- (5) 誤認のおそれのない刊行物の場合には、発行所の記載を省略することができる。
- (6) 発行年月日は、刊行物記載の日本年号又は西暦年号を記載する。必要がある場合は、月及び日も記載する。なお、発行年月日が不明の場合には受入れ日をもってこれに代えることができるが、その旨を明りょうに記載しなければならない。
- (7) 発行年月日で巻号を代用できる場合には巻号数の記載を省略することができる。
- (8) ページは、数字の前に「p.」を付して記載する。原則として通巻ページを記載し、通巻ページが示されていない場合にはその号のページを記載する。引用するページが複数にわたる場合そのページが連続するときには、その最初と最後のページ数をハイフンで結び、不連続の場合には、コンマで区切って表示する。
- (9) 発行国は、( ) を付して記載する。なお我が国で発行された刊行物の場合には、発行国の記載



を省略する。

(10) 外国語の刊行物については、原語で記載する。

(記載例)

- (1) 井上, “光学材料の最新動向—赤外透過材料—”, 分光研究, 社団法人日本分光学会, 平成8年8月, 第45巻, 第4号, p.197-202
- (2) 立道潤一, 外7名, “イオンドーピング装置”, 日新電機技報, 日新電機株式会社, 平成6年12月7日, 第39巻, 第3号, p.52-58  
(注) 本誌には通巻ページがないので第3号の記載は不可欠である。
- (3) エレクトロニクス, オーム社, 1968, 第40巻, 第3号 p. 500-501, 530
- (4) The Journal of Chemical Physics, (米), 1961, Vol. 34, No.12, p. 313-315
- (5) Nucleonics, (米), Mc Graw-Hill Book Company, 1964年4月, Vol. 22, No. 4, p.76-78, 101
- (6) 「リニアック」, 日本原子力研究所, 特許庁資料館, 昭和38年2月3日受入, p.2

## 5. 単行本

- (1) 著者 (又は編者)、書名、版数、巻数、発行国、発行所、発行年月日、ページの順に記載する。
- (2) 翻訳書の場合は、原著者 (又は原編者)、翻訳者、書名の順に記載する。
- (3) 講座、全集のようなシリーズ物の場合は、書名の前にその講座あるいは全集名と、そのシリーズにおける巻数を記載する。
- (4) 書名は省略しないで、「 」又は“ ”を付して記載する。
- (5) 版数は、単行本に表示がない場合は記載しない。
- (6) 発行年月日、ページ、発行国及び原語を使用するときの記載要領は、逐次刊行物の場合に準ずる。

(記載例)

- (1) 村岡洋一著, 「コンピュータサイエンス大学講座 (第11巻) コンピュータ・アーキテクチャ」, 第2版, 株式会社近代科学社, 1985年11月, p.123-127
- (2) J. W. Mellor, “A Comprehensive Treatise on Inorganic and Theoretical Chemistry”, Vol. III, (米), Longmans Green and Co., 1931, p. 341

## 6. ダーウェント抄録誌 (1980年6月11日以降発行のもの)

抄録誌名、抄録誌の巻数、号数、抄録誌発行年月日、抄録誌発行国と発行所、抄録誌発行分類 (ダーウェント分類)、抄録の国名コードと文献番号、引用刊行物名の順に記載する。

抄録誌名は以下の通りである。

- (1) ダーウェント分類A~M (化学分野): Basic Abstracts Journal
- (2) ダーウェント分類P~X (非化学分野): World Patents Abstracts Journal

## 7. 電子的技術情報<sup>5</sup>

インターネット等によって検索した電子的技術情報を引用する場合には、「[特許・実用新案 審査基準 第Ⅱ部第5章](#)」に準じることとし、その引用形式はWIPO標準 ST.14(注)に準拠して、該電子的技術情報について判明している書誌的事項を次の順に記載する。

- (1) 著者の氏名
- (2) 表題
- (3) 関連箇所

頁、欄、行、項番、図面番号、データベース内のインデックス又は最初と最後の語句で表示する。

- (4) 媒体のタイプ [online]
- (5) 掲載年月日（発行年月日）、掲載者（発行者）、掲載場所（発行場所）
- (6) 検索日

電子的技術情報が電子媒体から検索された日を括弧内に記載する。

- (7) 情報の情報源及びアドレス

電子的技術情報の情報源及びそのアドレス、又は識別番号（Accession no.）を記載する。

- (8) 電子的技術情報に、著者名、表題、掲載者（発行者）、掲載場所（発行所）等が外国語で開示されている場合には、その原語名を記載する。

（記載例）

新崎 準，外3名，“新技術の動向”，[online]，平成10年4月1日，特許学会，[平成11年7月30日検索]，インターネット<URL：[http：// tokkyo.shinsakijun.com/information/newtech.html](http://tokkyo.shinsakijun.com/information/newtech.html)>

（注）WIPO 標準 ST.14（WIPO Standard ST. 14）

[http://www.wipo.int/standards/en/part\\_03\\_standards.html](http://www.wipo.int/standards/en/part_03_standards.html)

---

<sup>5</sup> インターネットを利用した方法で公開されたものについては、拒絶理由等に引用する場合「刊行物」という用語を用いない（「引用例」、「引用文献」などの用語を用いる。）。

## 63. 05

## 拒絶理由通知書中に誤記がある場合の取扱い

送付した拒絶理由通知書中に誤記が発見された場合には、以下のように取り扱う。

**1. 拒絶理由通知の指定期間経過前に誤記が発見された場合**

審査官は、出願人又は代理人（以下、「出願人等」とする。）に対し、正しく読み替えて応答してもらう、又は拒絶理由が適切でない旨を意見書で指摘してもらうなどの要請を行い、了解を得て審査を継続する。出願人等の了解が得られなかった場合に限り、職権更正通知又は職権取消通知を行う（[61. 05](#)の2. 又は[4. \(3\)](#)参照）。

**2. 拒絶理由通知の指定期間経過後に誤記が発見された場合**

意見書提出の有無に関係なく改めて拒絶理由を通知する。

ただし、以下の場合には、改めて正しい拒絶理由を通知するには及ばない。

- (1) 出願人等が、その誤記について誤記と判断し、正しく読み替えて意見書を提出した場合
- (2) 出願人等から、その誤記について何らの意思表示がなく（意見書が提出された場合も含む。）、しかも、それが審査官の意図する理由にほとんど影響しない単なる誤字、脱字、などのような軽微な誤記の場合

なお、上記(1)及び(2)の場合において拒絶査定をする際には、拒絶査定之余白に、誤記の点の釈明を備考として付記するのがよい。

(説明)

拒絶理由通知書中に誤記がある場合には、出願人等に対して正しい拒絶理由を通知したことにならないから、このような場合は、改めて正しい拒絶理由を通知しなければならない。しかし、上記(1)及び(2)のように、既に正しい拒絶理由が出願人等に通じたと認められる場合にも改めて通知することは、実質的には重ねて同じ拒絶理由を通知することになるから、本文のように取り扱うこととする。

## 63. 06

## 拒絶の理由を発見しない請求項の明示について

拒絶の理由を発見しない請求項を含む出願について拒絶理由を通知する場合には、以下の要領にて、拒絶の理由を発見しない請求項を明示する。

## 1. 基本的な考え方

拒絶の理由を発見しない請求項の明示は、当該請求項についての審査官の意図を出願人により明確に伝え、出願人の拒絶理由通知への対応（とりわけ当該請求項以外の請求項を削除することによる対応）を容易にする趣旨で行う。

この趣旨に沿うよう、特許請求の範囲にその請求項のみが記載されていればその時点では拒絶の理由を発見しない場合、その請求項を「拒絶の理由を発見しない請求項」とする。すなわち、その請求項以外の請求項を削除する補正のみを行えばその時点での拒絶理由を解消できる場合に、その請求項を「拒絶の理由を発見しない請求項」として明示する。

## 2. 付記の記載の仕方

特実審査周辺システムの汎用文例には、次の文例が用意（条文の汎用文例中にあらかじめ記載）されている。下記の文例の「請求項（ ）」の（ ）内に、拒絶の理由を発見しない請求項の番号を追記する。

拒絶の理由を発見しない請求項に関する付記を行わない場合は、この文例を削除する。

（文例）

<拒絶の理由を発見しない請求項>

請求項（ ）に係る発明については、現時点では、拒絶の理由を発見しない。拒絶の理由が新たに発見された場合には拒絶の理由が通知される。

## 3. 具体例

[事例1]（一部の請求項に進歩性が欠如している場合）

請求項は2項。請求項1に進歩性欠如の拒絶理由を発見。他の拒絶理由は発見せず。

[付記の対応]

特許請求の範囲に請求項2のみが記載されていれば拒絶の理由を発見しない場合なので、拒絶の理由を発見しない請求項として請求項2を明示する。

[事例2]（実施可能要件違反である場合）

請求項は2項。実施可能要件違反あり。他の拒絶理由は発見せず。

[付記の対応]

すべての請求項（本事例の場合、請求項1，2）に係る発明について実施可能要件違反である場合、

どの請求項が単独で記載されていても、実施可能要件違反の拒絶理由が存在するため、拒絶の理由を発見しない請求項を明示しない。

一方、例えば、請求項1に係る発明については実施可能要件を満たさないが、請求項2に係る発明については実施可能要件を満たす場合には、特許請求の範囲に請求項2のみが記載されていれば拒絶の理由を発見しない場合なので、拒絶の理由を発見しない請求項として請求項2を明示する。

[事例3] (新規事項が追加されている場合)

請求項は2項。明細書に新規事項の追加あり。

[付記の対応]

特許請求の範囲にどの請求項が単独で記載されていても、明細書の新規事項追加の拒絶理由が存在するため、拒絶の理由を発見しない請求項を明示しない。

なお、例えば請求項1のみに新規事項が追加され、請求項2及び明細書には新規事項の追加がない場合には、特許請求の範囲に請求項2のみが記載されていれば拒絶の理由を発見しない場合なので、拒絶の理由を発見しない請求項として請求項2を明示する。

[事例4] (単一性欠如、一部の請求項に進歩性欠如)

請求項は3項。請求項1、2と請求項3とは単一性欠如。請求項1について進歩性欠如の拒絶理由を発見。

[付記の対応]

特許請求の範囲に請求項2のみが記載されていれば拒絶の理由を発見しない場合なので、拒絶の理由を発見しない請求項として請求項2を明示する。

なお、請求項3については単一性欠如のため新規性等の審査を行っていない旨の記載を、単一性欠如の拒絶理由の記載の中で行う。

#### 4. 留意事項

(1) 最初の拒絶理由通知、最後の拒絶理由通知の両者において付記を行う

出願人又は代理人に対し審査官の意図を明確に伝えて、拒絶理由通知への対応を容易ならしめるという本施策の趣旨に鑑み、最初の拒絶理由通知、最後の拒絶理由通知の両者において、上記の要領に従って拒絶の理由を発見しない請求項の明示を行う。

(2) 拒絶の理由を発見しない請求項の明示の付記の位置づけ

拒絶の理由を発見しない請求項の明示の付記は、審査部として拒絶理由通知に統一的に記載するものであるが、拒絶理由ではなく法的効力を伴う記載事項ではない。

付記に明示された請求項と拒絶理由の記載とが整合していなかったものについて審査を行う場合は、拒絶理由通知書の記載や意見書における出願人の主張等を考慮して、個別案件ごとに適切な対応を行う。

意見書における出願人の主張等を総合的に判断すれば、出願人が拒絶理由通知の記載が正しいことを認識していることが明らかである場合には、拒絶理由通知の本文の記載に従って審査を進める。一方、出願人が拒絶理由通知の本文の記載が正しいことを認識していたかどうか不明な場合は、再度同旨の拒絶理由通知を行うなど、出願人に対して拒絶理由、拒絶査定の不意打ちとならないよう適切な対応を行

う。

(3) 請求項ごとに判断できない拒絶理由を含む場合

例えば、明細書全体の記載不備、新規事項の追加等であって、請求項ごとに判断できない拒絶理由(注)がある場合においては、拒絶の理由を発見しない請求項は明示しない。

(注) [「特許・実用新案 審査基準」第IX部第2節4.2 \(2\)参照](#)

(4) 引用形式の請求項についての留意点

引用形式の請求項についても、「1. 基本的な考え方」にしたがって、拒絶の理由を発見しない請求項か否かの判断を行う。

例えば、独立形式の請求項に係る発明に明確性違反や新規事項の追加などの拒絶理由がある場合、引用形式の請求項にも同様の拒絶理由がある場合が多いので注意する。

## 5. 拒絶理由通知書における付記の記載例

別紙参照

## 拒絶理由通知書

特許出願の番号 特願○○○○－○○○○○○○  
 起案日 平成○○年 ○月 ○日  
 特許庁審査官 ○○ ○○ ○○○○ ○○  
 特許出願人代理人 ○○ ○○  
 適用条文 第29条第2項

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものです。これについて意見がありましたら、この通知書の発送の日から60日以内に意見書を提出してください。

## 理由

(進歩性) この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。

記 (引用文献等については引用文献等一覧を参照)

- ・請求項 1, 4
- ・引用文献等 1, 2
- ・備考

.....

文例を利用して拒絶の理由を発見しない  
請求項を明示する。

<拒絶の理由を発見しない請求項>

請求項(2, 3, 5-7)に係る発明については、現時点では、拒絶の理由を発見しない。拒絶の理由が新たに発見された場合には拒絶の理由が通知される。

<引用文献等一覧>

1. 特開昭○○－○○○○○○○号公報
2. 特開平○○－○○○○○○○号公報

<先行技術文献調査結果の記録>

- ・調査した分野 I P C B43K 8/00 ~ 8/24  
DB名
- ・先行技術文献 特開平○○－○○○○○○○号公報  
(本願の発明の詳細な説明中、明細書、段落○○○○○、第○行に記載されている「B」の点については、本文献第○頁、第○欄、第○行に記載されている。)

この先行技術文献調査結果の記録は、拒絶理由を構成するものではありません。

この拒絶理由通知の内容に関するお問い合わせ又は面接のご希望がありましたら次の連絡先までご連絡ください。

審査第【漢数字】部【審査室】 【審査官(補)名】  
 TEL. 03-3581-1101 内線  
 FAX. 03- -

## 63.07

## 第50条の2の通知を起案する際の留意事項

(出願日(遡及日)が平成19年4月1日以降の出願に適用)

1. [第50条の2](#)の通知の起案において記載すべき事項

- (1) 他の特許出願についての拒絶理由通知に係る拒絶の理由を特定する情報(他の特許出願の出願番号、拒絶理由通知の起案日、拒絶の理由を特定する情報(拒絶の理由の番号、拒絶の理由の対象となった請求項等))を記載するとともに、他の特許出願についての拒絶理由通知に係る拒絶の理由の具体的な内容が、本願についての拒絶理由通知に係る拒絶の理由の具体的な内容と実質的に同一であると判断した理由を備考に記載する。
- (2) ただし、他の特許出願の拒絶の理由と本願の拒絶の理由とが、一見して同一であると判断できる場合には、上記(1)の、他の特許出願の拒絶の理由が本願の拒絶の理由と実質的に同一であると判断した理由の記載を省略することができる。

## 2. 起案例

「この拒絶理由通知に係る拒絶の理由は、下記の点で、本願と同時に出願されたこととなっている特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇号の平成〇年〇月〇日付けでされた拒絶理由通知に係る拒絶の理由と同一である。したがって、この拒絶理由通知に対して行う特許請求の範囲の補正は、同法第17条の2第5項及び第6項に規定されている要件を満たさなければならない。

## 記

本願の拒絶の理由

- ・拒絶の理由△(注)
- ・請求項○

特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇号の拒絶の理由

- ・拒絶の理由□(注)
- ・請求項◇

備考

.....」

(注)拒絶の理由を示す番号だけでは拒絶の理由を特定することにならない場合には、根拠条文や引用文献等、特定するために必要な情報を併せて記載する。



[参考]

## 拒絶理由通知書

特許出願の番号 特願○○○○－○○○○○○○  
 起案日 平成 ○○年 ○月 ○日  
 特許庁審査官 ○○ ○○ ○○○○ ○○  
 特許出願人代理人 ○○ ○○  
 適用条文 第29条第2項、第○○条

<<<< 特許法第50条の2の通知を伴う拒絶理由通知 >>>>

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものです。これについて意見がありましたら、この通知書の発送の日から60日以内に意見書を提出してください。

## 理由

1. (進歩性) この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。

2. . . .

記 (引用文献等については引用文献等一覧を参照)

## ●理由1について

- ・請求項 1
- ・引用文献等 1、2
- ・備考

.....

## ●理由2について

<拒絶の理由を発見しない請求項>

請求項( )に係る発明については、現時点では、拒絶の理由を発見しない。拒絶の理由が新たに発見された場合には拒絶の理由が通知される。

<引用文献等一覧>

1. 特開昭○○－○○○○○○○号公報
2. 特開平○○－○○○○○○○号公報

<特許法第50条の2の通知>

この拒絶理由通知に係る拒絶の理由は、下記の点で、本願と同時に出願されたこととなっている特願○○○○－○○○○○○○号の平成○年○月○日付けでされた拒絶理由通知に係る拒絶の理由と同一である。したがって、この拒絶理由通知に対して行う特許請求の範囲の補正は、同法第17条の2第5項及び第6項に規定されている要件を満たさなければ

ならない。

記

本願の拒絶の理由

- ・拒絶の理由 1
- ・請求項 1

特願○○○○-○○○○○○号の拒絶の理由

- ・拒絶の理由 2
- ・請求項 2

備考

.....。

< 先行技術文献調査結果の記録 >

- ・ 調査した分野      I P C            B43K 8/00    ~    8/24  
                          D B 名
- ・ 先行技術文献      特開平○○-○○○○○○号公報  
                          (本願の発明の詳細な説明中、明細書、段落○○○○、第○行に記載  
                          されている「B」の点については、本文献第○頁、第○欄、第○行に  
                          記載されている。)

この先行技術文献調査結果の記録は、拒絶理由を構成するものではありません。

この拒絶理由通知の内容に関するお問い合わせ又は面接のご希望がありましたら次の連絡先までご連絡ください。

審査第【漢数字】部【審査室】      【審査官（補）名】

TEL. 03-3581-1101 内線

FAX. 03-                    -

## 63. 08

**第50条の2の通知を行う場合において、他の特許出願の拒絶理由通知の内容を、出願人が知り得る状態にあったと判断する際の留意事項**

(出願日(遡及日)が平成19年4月1日以降の出願に適用)

第50条の2の通知を行う場合において、他の特許出願の拒絶理由通知の内容が、本願についての出願審査の請求前に本願の出願人が知り得る状態にあったか否かは以下のように判断する。

**1. 他の特許出願に拒絶理由が通知された時点における他の特許出願の出願人と、本願の出願人との少なくとも一部が一致している場合**

(1) 他の特許出願の拒絶理由通知の発送日の翌々開庁日以降に、本願についての出願審査の請求が行われた場合には、当該他の特許出願の拒絶理由通知の内容は、本願についての出願審査の請求前に本願の出願人が知り得る状態にあったものである。

(説明)

特許出願の出願人又は代理人は、当該特許出願の公開如何にかかわらず、特許庁に対して閲覧請求を行うことにより、当該特許出願の拒絶理由通知の発送日の翌開庁日中に当該拒絶理由通知を閲覧することが可能である。

したがって、本願の出願人と他の特許出願の出願人の少なくとも一部が一致している場合には、他の特許出願の拒絶理由通知の発送日の翌々開庁日以降であれば、他の特許出願についての拒絶理由通知の内容は、本願の出願人が知り得る状態にあったものである。

(2) 他の特許出願の拒絶理由通知の発送日の翌々開庁日より前に、本願についての出願審査の請求が行われた場合であっても、他の特許出願の拒絶理由通知の到達日時、又は、他の特許出願の拒絶理由通知を本願の出願人が閲覧可能となった日時が、本願についての出願審査の請求時より前であることが明らかかな場合は、当該他の特許出願の拒絶理由通知の内容は、本願についての出願審査の請求前に本願の出願人が知り得る状態であったものである。

この場合には、本願の出願審査の請求が行われた日時と、他の特許出願の拒絶理由通知の到達日時、又は、他の特許出願の拒絶理由通知が閲覧可能となった日時を第50条の2の通知の備考に記載する。

**2. 他の特許出願に拒絶理由が通知された時点における他の特許出願の出願人と、本願の出願人とが異なる場合**

(1) 拒絶理由通知がなされた他の特許出願の出願公開日又は当該拒絶理由通知の発送日のいずれか遅い日の翌々開庁日以降に、本願についての出願審査の請求が行われた場合には、当該他の特許出願の拒絶

理由通知の内容は、本願についての出願審査の請求前に本願の出願人が知り得る状態にあったものである。

(説明)

特許出願の出願人又は代理人のいずれにも該当しない者であっても、当該特許出願の出願公開日又は当該特許出願についての拒絶理由通知の発送日のいずれか遅い日の翌開庁日中に当該拒絶理由通知を閲覧することが可能となる。

したがって、本願の出願人と他の特許出願の出願人が異なる場合には、当該特許出願の出願公開日又は当該特許出願についての拒絶理由通知の発送日のいずれか遅い日の翌々開庁日以降であれば、他の特許出願についての拒絶理由通知の内容は、本願の出願人が知り得る状態にあったものである。

(2) 拒絶理由通知がなされた他の特許出願の出願公開日又は当該拒絶理由通知の発送日のいずれか遅い日の翌々開庁日より前に、本願についての出願審査の請求が行われた場合であっても、他の特許出願の拒絶理由通知を本願の出願人が閲覧可能となった時が、本願の出願審査の請求時より前であることが明らかな場合は、当該他の特許出願の拒絶理由通知の内容は、本願についての出願審査の請求前に本願の出願人が知り得る状態にあったものである。

この場合には、本願の出願審査の請求が行われた日時と、他の特許出願の拒絶理由通知が閲覧可能となった日時を[第50条の2](#)の通知の備考に記載する。

## 63. 10

特許出願に係る発明が、異なる出願人により同日に出願され既に登録されている特許（実用新案）に係る発明（考案）と同一である場合の、拒絶理由通知時に行う特許（実用新案）権者等への通知について

## 1. 特許（実用新案）権者等へ通知を行う場合

特許出願に係る発明が、異なる出願人により同日に出願され既に登録されている特許（実用新案）に係る発明（考案）と同一である場合には、出願人に[特許法第39条第2項](#)又は[第4項](#)の規定に基づく拒絶理由を通知する際に、特許（実用新案）権者等にその事実を通知する（「[特許・実用新案 審査基準](#)」[第Ⅱ部第4章2.7.1\(2\)](#)参照）。

## 2. 通知の様式及び手続

審査官は、特許(実用新案)権者への通知書(別紙1)と特許出願人<sup>1</sup>への通知書(別紙2)に必要事項を記入し、審査官名を自署した後、各通知書のコピーを起案書と共に決裁者に提出し、決裁が終了した後に各通知書を調整課に提出する。調整課は、上記通知書を庁内書類としてイメージ取り込みをした後、封書で郵送する。

上記通知書は、協議指令ではないため（一の出願が特許又は実用新案登録されている場合には、協議をすることはできない。）、出願人からの上記通知書への応答がない場合もある。

(記入時の留意点)

- (1) 日付欄には、拒絶理由通知の起案日を記入する。
- (2) 特許出願人への通知書のあて先欄には、代理人（代理人がない場合には特許出願人）の住所、氏名を記入する。
- (3) 特許(実用新案)権者への通知書のあて先欄には、
  - ア. 特許（実用新案）権者が在外者でない場合には、特許（実用新案）権者の住所・氏名を記入する。
  - イ. 特許（実用新案）権者が在外者である場合には、
    - (ア)特許（実用新案）管理人が選任されている場合には特許（実用新案）管理人の住所・氏名を記入する。
    - (イ)選任されていない場合には設定登録時の特許（実用新案）管理人の住所・氏名を記入する。

---

<sup>1</sup> 特許出願人にも通知するのは、拒絶理由を通知したことを、出願人と特許(実用新案)権者の両者にほぼ同時に通知するためである。

—  
様

通知書(特許権者用)

平成 年 月 日

特許庁審査官 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )  
(自署) 作成者コード

特許権者 様

あなたが特許権者である

特許第 \_\_\_\_\_ 号

( 特願 \_\_\_\_\_ 号)

の特許に関し、下記の点につきお知らせします。

記

下記出願の請求項( \_\_\_\_\_ )に係る発明は、同日に出願され既に登録された、上記特許の請求項( \_\_\_\_\_ )に係る発明と同一であるとして、下記出願に特許法第39条第2項の規定に基づく拒絶理由を通知しました。

特願 \_\_\_\_\_ 号

(特開 \_\_\_\_\_ 号公報)

出願人

住所

氏名

代理人

住所

氏名

上記特許権に共有者、専用実施権者、通常実施権者がある場合には、本通知の内容を共有者、専用実施権者、通常実施権者にもお知らせください。

特許法第39条第6項の協議について、一方の出願が特許されている場合には、協議をすることはできませんが、特許出願人と特許権者の間で実質的な協議の機会を持つことは、拒絶理由又は無効理由を回避し適切な保護を得るために有用と考えられますので、本通知を行っております。

また、本通知は上記特許出願人にも通知しています。



通知書(特許出願人用)

平成 年 月 日

特許庁審査官 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )  
(自署) 作成者コード

出願人 様

あなたが出願人である

特願 \_\_\_\_\_ 号  
(特開 \_\_\_\_\_ 号公報)

の出願に関し、下記の点につきお知らせします。

記

上記出願の請求項( \_\_\_\_\_ )に係る発明は、同日に出願され既に登録された、下記特許の請求項( \_\_\_\_\_ )に係る発明と同一であるとして、上記出願に特許法第39条第2項の規定に基づく拒絶理由を通知しました。

特許第 \_\_\_\_\_ 号  
( 特願 \_\_\_\_\_ 号)

特許権者

住所

氏名

特許管理人

住所

氏名

特許権者、専用実施権者の詳細については登録原簿により確認してください。

特許法第39条第6項の協議について、一方の出願が特許されている場合には、協議をすることはできませんが、特許出願人と特許権者の間で実質的な協議の機会を持つことは、拒絶理由又は無効理由を回避し適切な保護を得るために有用と考えられますので、本通知を行っております。

また、本通知は上記特許権者にも通知しています。